H30 年介護保険制度改正のポイント

65 歳以上で高所得者の者に利用料 3 割負担へ(2018 年 8 月 1 日～)

	負担割合
年金収入等 340 万以上	3 割
280 万以上	2 割
280 万未満	1 割

現役並み所得相当の条件
①世帯内に課税所得 145 万円以上の
被保険者がいること
②世帯年収 520 万円以上
（単身世帯の場合は 383 万円以上）

高額介護サービス費の月額負担限度額引き上げ

		自己負担限度額
現役並み所得相当		4 万 4400 円
一般		3 万 7200 円
非課税世帯		2 万 4600 円
	年金収入 80 万以下等	1 万 5000 円

この部分を 4 万 4000 円に改定
（年間上限額 44 万 6,400 円）

一般区分の限度額を「現役並みの所得相当」のケースと同じく 4 万 4000 円に引き上げる

介護医療院の新設

医療と介護の一体的に提供する施設を新たに新設する

名称	介護医療院
機能	要介護者に対し「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する （介護保険上の介護保健施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づけている
対象者	主として長期にわたり療養が必要な要介護者
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

介護医療院

介護療養病床のうち療養機能型 A,B に相当
重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を
有する認知症の者が対象

現行の老健相当
病状が安定している者が対象

居宅サービス等、地域密着通所介護の指定に関する事項と総量規制

地域密着通所介護等の地域密着型サービスに係る指定の申請があった場合において、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護等の事業所が市町村の区域にある場合等に該当し、かつ当該市町村の長が、当該市町村における地域密着型通所介護等の地域密着サービス型サービスの種類ごとの量が、市町村介護保険事業計画において定める見込量に既に達している場合等の場合に該当すると認めたときは、指定しないことが出来るものとする

総量規制の対象施設

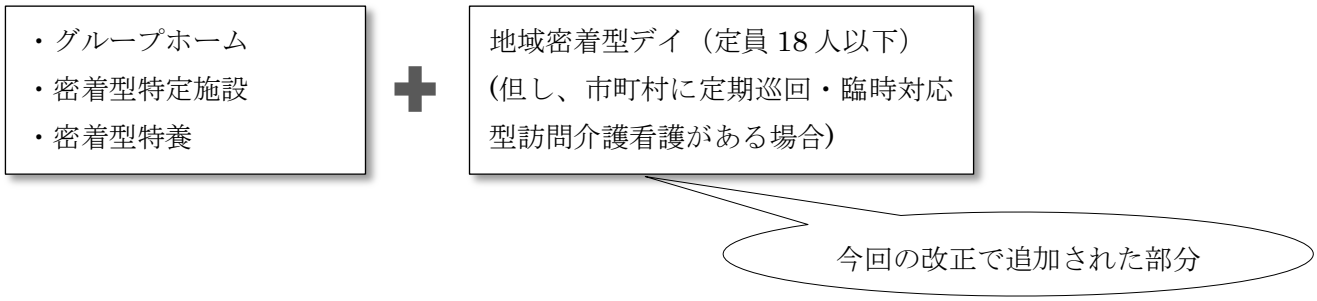

総量規制とは・・・

介護保険法第 117 条に基づき、介護保険事業計画に支障が出る場合、市町村長は事業所の指定を拒否できる

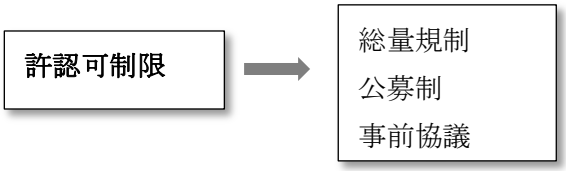

地域密着型通所介護と総量規制による影響

①総量規制

市町村は判断により、1 年間で指定できる事業所の数を制限

②公募制

広報などで指定を希望する事業所を応募（期間を限定して）

従って期間を外れて申請しても受け入れられない

③事前協議

指定を受けようとする事業所は指定日の 3 か月前までに事前に協議を受けなければならない

④地域での利用者制限

隣接する市町村からの利用を不可とする。利用するためにはそれぞれの市町村の許認可が必要となる。

⑤管理者などに研修用件

代表者、管理者、計画作成担当者に研修用件を課す。特に認知症介護実践者研修及び管理者研修受講者であることが要件

H27 年 3 月 31 日現在での既存デイサービス（18 人以下）について

みなし指定（自動的に地域密着型小規模デイとして指定）されるので利用者制限はない

居宅介護支援事業所の指導権限が市町村へ移譲 2018 年 4.1～）

地域包括ケアシステムを構築する市町村が圏域における他職種連携などのカギを握るケアプランセンターのケアマネと積極的に関われるように環境整備をにらんだもの

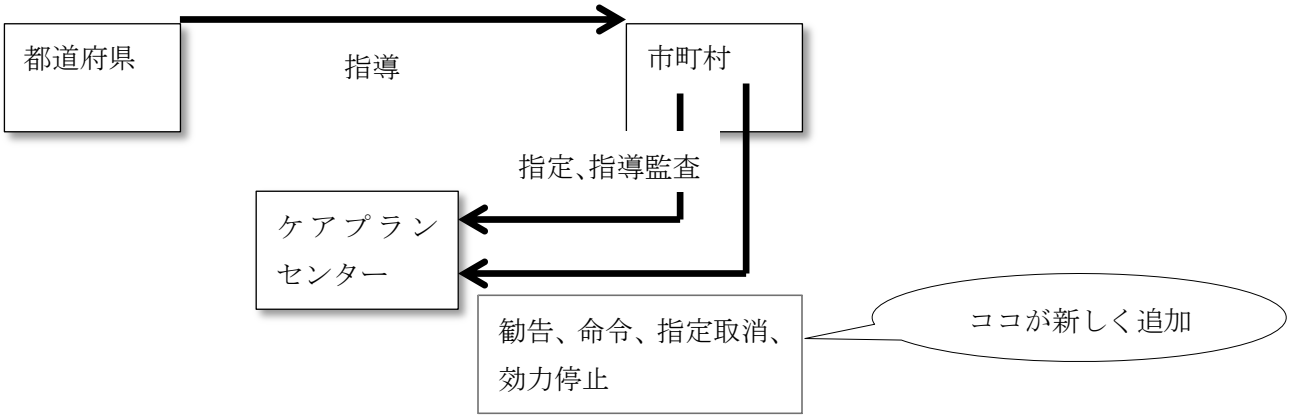

ケアマネ個人にも対して・・・
市町村は事業所ではなくケアマネ個人に対し指導権限が発生
ケアマネ業務に適正な遂行が必要な場合以下の権限が行使できるものとする

①ケアマネに業務についての報告を求める
②ケアマネが介護保険法に違反しているときは必要な指示や研修命令を出せる
③　以上①②に指示、命令に従わない場合は業務を停止できる

但しこれらは指定都市のみに限定して移譲するものとする

ケアマネージャーの指導権限について
①ケアマネージャーの業務に適正な遂行のため、「必要があるときと認めたときは、そのケアマネージャーに対して業務についての必要な報告を求めることが出来る」

地域包括支援センターの業務の評価を義務化(2018 年 4 月～)

①包括センターの設置者に対して

事業の質向上 → 努力義務から「図らなければならない」という義務条項に

②市町村に対して

包括センターの事業の実施状況 → 「点検を行う事」を市町村の努力義務⇒「評価を行う事」に改めたうえで義務条項に

③市町村に対して

②の評価を受けて → 「必要があるときは包括的支援事業の方針の変更を講じる必要がある」努力義務から義務条項に

これらの業務について市町村による事業評価を受けることを義務化

地域ケア会議について

共生型サービスについて

一つの施設で介護保険サービスと障害者サービスを一体的に提供しようというもの

事業者指定にかかる特例を規定

障害者福祉事業所の指定を受けていれば、介護保険事業所の指定を取りやすくする。またその逆も同様

介護保険法
障害者総合支援法
児童福祉法
} 共生型サービスを位置づける

対象となるもの

訪問介護や通所介護などの居宅介護サービス等

（障害者総合支援法、児童福祉法においては介護保険の居宅介護サービス等に相当するものが対象）

サービス調整をおこなう者

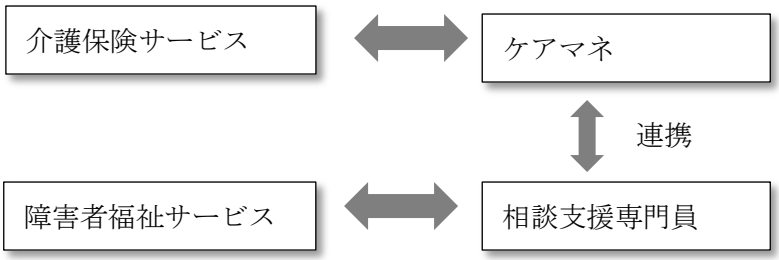

低所得者の為の負担減面の措置(2018 年～)

障害者総合支援法
児童福祉法

改正内容

65 歳に至るまで相当の長期にわたり障害福祉サービスを利用した低所得の障害者に対しその者が引き続き障害者サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合、その所得や障害の状況を勘定したうえで償還払いによる減免を受けられるものとする

一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者の負担を軽減できる仕組みを設ける

【対象者】

・65 歳に至るまで相当の長期間にわたり、生涯福祉サービを受けていた障害者
・障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
・一定程度以上の障害支援区分
・低所得者

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正より

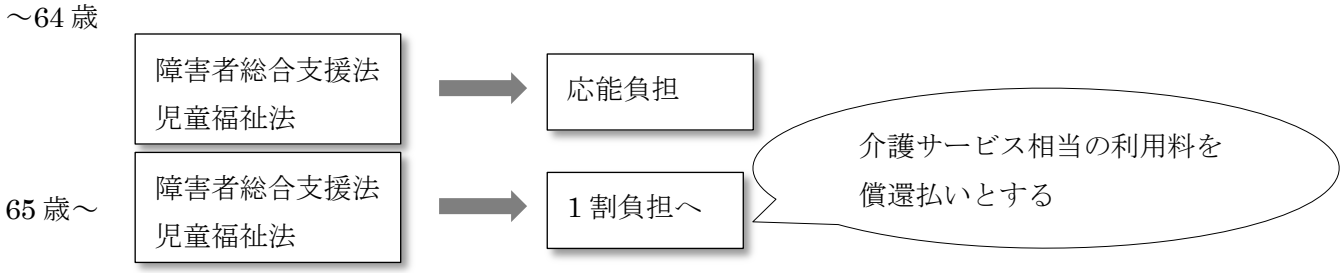

自立支援型ケアマネジメントと財政的インセンティブ

自立支援型ケアマネジメントとは

より介護サービスを利用しなくてもよいようなケアマネジメントを提供すること

要介護状態を卒業して総合事業を利用するように促すケアマネジメントに結び付けること

厚労省は大分式、和光式を基本に全国的に広めていこうとする姿勢

事例

大分式、和光式

利用者の状態：生活の不安定により下肢機能の低下が顕著(要支援 2)
利用者の課題：入浴ができるようにする
認定期間：6 か月

ケアマネが立てたケアプラン
目標：安全に入浴できるようにする

ケア会議で修正

お世話型ケアマネジメントだ!
あいまいな目標、デイに行けばこの目標はすぐ達成できるだろう!
サービス内容がいつまでたっても問題解決には至らない!

ケア会議で修正したケアプラン
目標：6 か月後自分で入浴できる

ケアプランのダメだし
短期集中型のケアプランへ修正される

市町村に対する義務規定

厚労大臣に対し、市町村の計画策定に資する調査、分析および結果の公表を義務化するものとする

①介護給付等に要する費用に関する状況（地域別、年齢別など）
②被保険者の要介護状態における調査に関する状況

市町村自ら立てた目標に対して、その達成状況などを調査・分析を行い、計画全体の実績評価を行う

①被保険者の地域における自立した日常生活の支援
②介護予防や要介護度の重症化防止
③介護給付等に要する費用の適正化

①要介護状態の人の維持・改善の度合い
②健康な高齢者の増加

目標設定の指標にしろ！！

市町村に対し PDCA サイクルを義務化

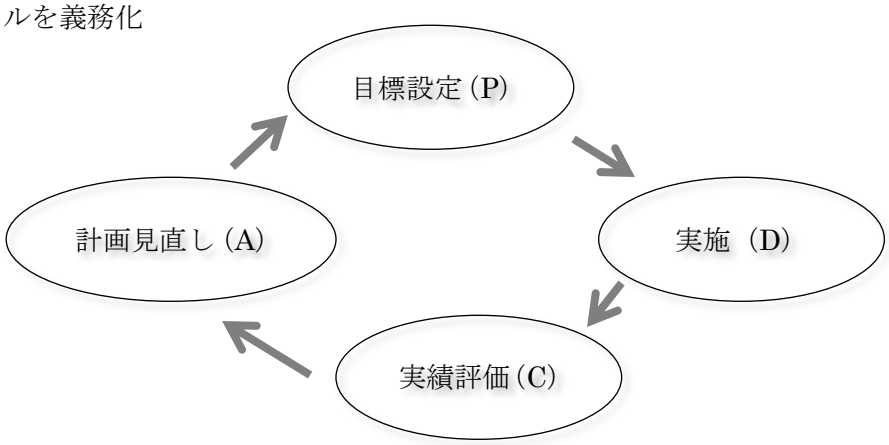

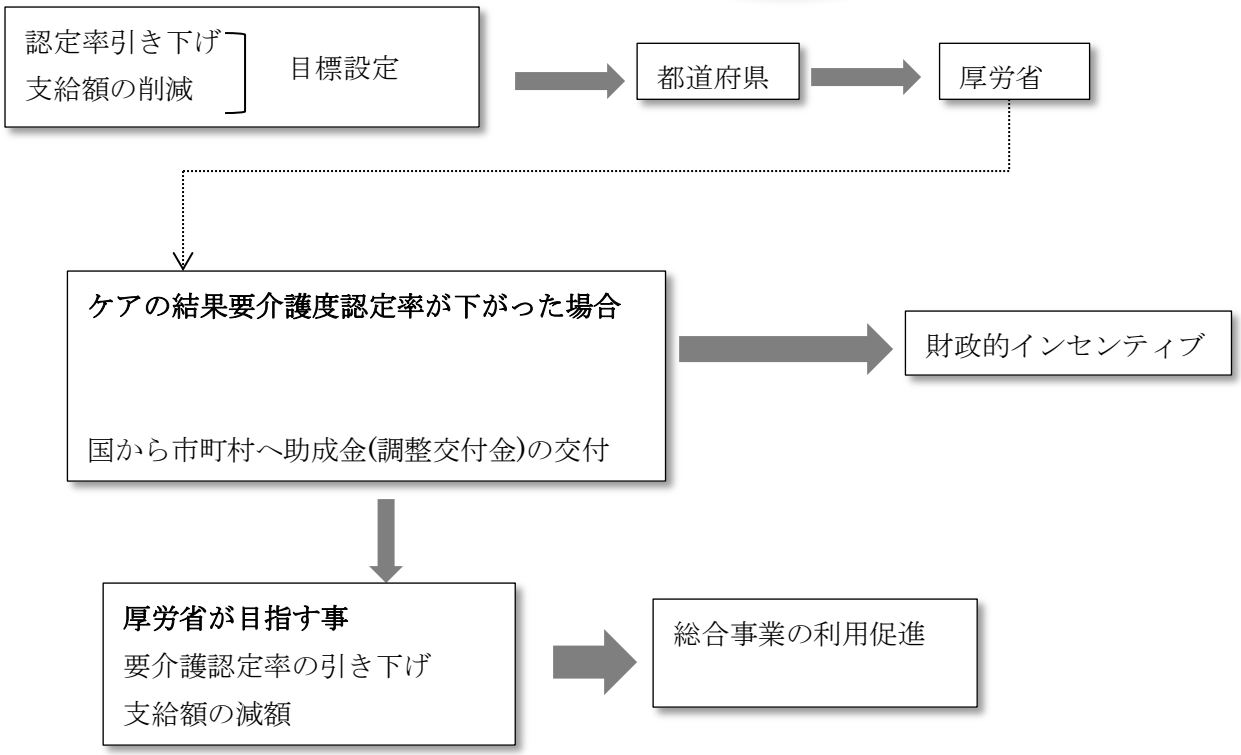

財政的な面から事業所に対し、自立型ケアマネジメントを求めることに

科学的介護の促進

科学的介護・・・介護に関する過去のビッグデータを AI（人工知能）に学習させ、AI がケアプランを作成するというもの

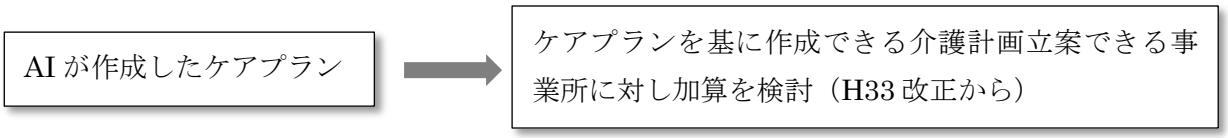

今後はケアマネに人工知能（AI）が作成したケアプランのチェック能力が求められるのか

文書の ICT 化、文書量の半減に向けた取組の推進

介護職員の負担軽減を行う観点から
・行政が求める文書の整理を行う事と併せて ICT 化による効率的なサービス提供のモデル実証を行う
・その成果を踏まえ ICT 化等を活用している事業所に対する人員・設備基準の緩和等の見直しを H30 年度の介護報酬改定に合わせて検討するものとする
・日々のサービス提供に係る記録等の ICT の活用による事務の効率化を図り、生産性の向上を推進する

現場でのサービス提供+その場での記録を推奨

居宅サービスにおいて各スタッフ(介護職員、看護師等)にタブレット端末を配布し、
現場で介護記録に活かすことを推奨

実際に現場でタブレットを導入している事業所に関しては基本報酬をあげる、もしくは加算という形で報酬上の評価を図るのか？

介護ロボット開発等加速化事業

介護ロボット等の開発、普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ借相談会から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機のアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行う事により、加速を図る

介護現場における介護ロボットの導入を加速させ、事業所に導入を推奨
今後は、導入した事業所に対し、「介護ロボット等体制加算」という形で評価か？

福祉用具貸与の見直し

徹底的な見えるか等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正化価格での貸与を確保する

・福祉用具貸与事業者に対し、貸与商品の全国平均貸与価格と当該福祉用具貸与業者における貸与価格の両方の利用者の説明および機能や価格帯の異なる複数の商品の掲示を義務づけるものとする

・福祉用具貸与は国が承認ごとに全国平均貸与価格を公表。商品ごとに『全国平均貸与価格+1 標準偏差』を貸与価格の上限として設定する

上限を超えると介護保険適用から外す

レンタル業者 B	レンタル業者 C	レンタル業者 D
商品 a　7,000 円	商品 a　6,500 円	商品 a　6,000 円

異なる価格帯の商品を利用者に掲示して説明しなければならない

住所録例について

障害者福祉制度や生活保護制度においては障害者支援施設や救護施設に入所することにより居住地を変更した場合、変更前の市区町村が素の入所に係る費用を負担仕組みがある。
適用除外施設から対処して、介護保険/施設等に入所した場合について、介護保険適用除外施設の所在市区町村の給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直す

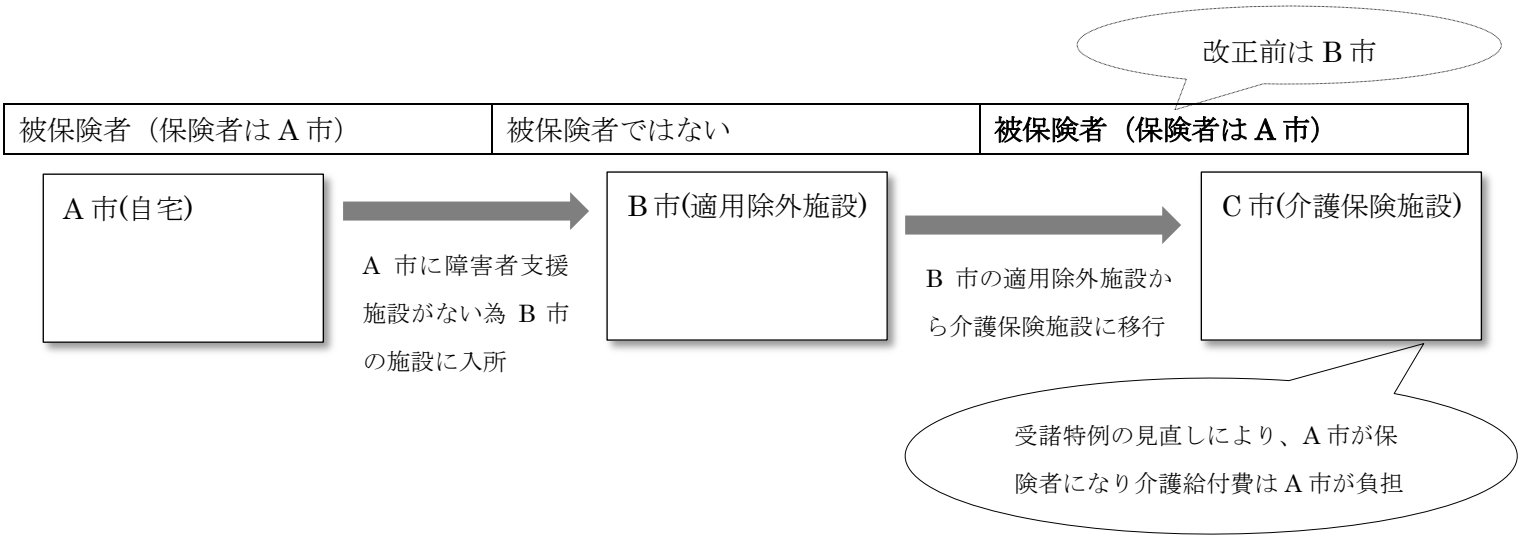

介護保険外サービス活用ガイドブックについて

介護保険外サービスを創出するにあたって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス月用ガイドブック」を平成 28 年 3 月に策定。これを活用し、より多くの民間企業による地域包括ケアシステムの構築に向けたビジネスへの参入・拡充を促進

介護保険外サービスの参入を介護事業所にも促進を図るものとする

「介護保険外サービス活用ガイドブック」を厚労省・通産省・農水省の連名で策定し、事業者及び自治体に対して普及・啓発を行う・

財務省や介護保険部会で指摘された方向性について

軽度者(要支援 1、2)への支援の在り方に関すること

訪問介護の生活援助について、人員基準の緩和を行う

人員基準を身体介護と明確に分け専門職以外でもの提供できるようにする

生活援助の大幅な報酬減

生活援助

・専門性が認められないサービス
・H30 改定で単位数縮小
・H33 改正で介護保険サービスから外す
・学生アルバイト、パートで充足させる

中重度の在宅サービスを支えるサービス機能強化

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
小規模多機能（(特に介護型）
サービス提供量の増加と機能強化

随時訪問に対応するオペレーター配置基準の緩和
訪問看護からの転換

在宅ケアの転換⇒訪問看護の強化

自立支援・重度化防止に資するサービスを評価

通所介護にて自立支援や重度化防止が行われていない場合は減算措置を講じる

通所介護にて機能訓練を積極的に行われていない場合

参考文献

【中央法規】月刊ケアマネージャー　9 月号別冊
【厚労省老健局】介護保険制度の見直しについて
【介護労働安定センター・佐賀市部】事業所セミナー研修資料